

大通達甲（警務）第7号
平成11年9月1日

簿冊名	例規
保存期間	常用

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

警務部長

国旗及び国歌に関する法律の施行に伴う留意事項について（依命通達）

国旗及び国歌に関する法律（平成11年法律第127号）が別紙のとおり制定され、平成11年8月13日に施行されました。本法律の制定の要点及び運用上の留意事項は下記のとおりですので、所属の職員に周知徹底するとともに、事務処理上誤りのないようにしてください。

記

1 制定の要点

(1) 国旗（第1条関係）

国旗は、日章旗とし、その制式を定めた。

(2) 国歌（第2条関係）

国歌は、君が代とし、その歌詞及び楽曲を定めた。

2 運用上の留意事項

- (1) 今後、新たに国旗を購入又は調達する場合には、本法律で規定された制式に基づくものとする。
- (2) 開庁日及び祝日においては、庁舎における国旗の掲揚に努めること。
- (3) 各種行事を開催する場合には、その内容に即して、国旗を掲揚するとともに、国歌の斉唱、演奏等に努めること。
- (4) 前記の点について、所管団体に対しても協力を依頼すること。

（企画管理室）

別紙

国旗及び国歌に関する法律

(国旗)

第一条 国旗は、日章旗とする。

2 日章旗の制式は、別記第一のとおりとする。

(国歌)

第二条 国歌は、君が代とする。

2 君が代の歌詞及び楽曲は、別記第二のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(商船規則の廃止)

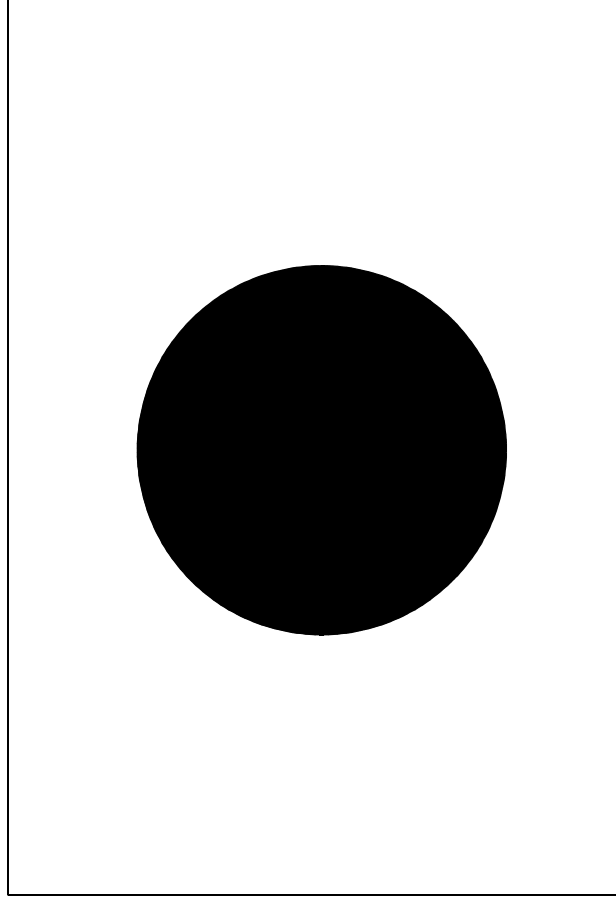
2 商船規則(明治三年太政官布告第五十七号)は、廃止する。

(日章旗の制式の特例)

3 日章旗の制式については、当分の間、別記第一の規定にかかわらず、寸法の割合について縦を横の十分の七とし、かつ、日章の中心の位置について旗の中心から旗竿^{さお}側に横の長さの百分の一偏した位置とすることができる。

別記第一 (第一条関係)

日章旗の制式



一 寸法の割合及び日章の位置

縦 横の三分の一

日章

直径 縦の五分の三

中心 旗の中心

二 彩色

地 白色

日章 紅色

別記第二 (第二条関係)

君が代の歌詞及び楽曲

一 歌詞

君が代は

千代に八千代に

さざれ石の

いわおとなりて

こけのむすまで

二 楽曲

歌
古 林 広守 作曲

